

(令和5年第1回定例会9月会議)

## 参考資料（報告関係）



## 令和5年度(令和4年度決算に基づく)健全化判断比率・資金不足比率について

令和4年度決算に基づく比率の算定の結果、全ての指標において早期健全化基準または経営健全化基準を下回っているため、財政健全化計画等の策定は不要です。

### ◇健全化判断比率

(単位:%)

	算 定 値	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	14.28	20.0
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	19.28	30.0
実 質 公 債 費 比 率	9.2	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	28.8	350.0	

#### ○実質赤字比率・連結実質赤字比率

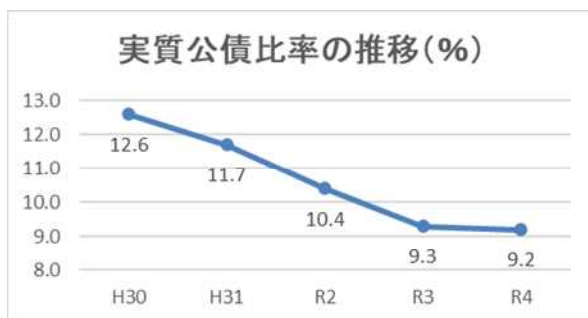
赤字額は生じていません。(赤字額がない場合「—」で表記します。)

#### ○実質公債費比率

3か年平均の数値を用いて算定を行うため、令和4年度と平成31年度を比較したところ、過疎対策事業や災害復旧事業、臨時財政対策債に係る償還額が増加したことで、元利償還金が増加しました。一方、公債費や地域社会再生事業費の増加に伴い、普通交付税が大きく増加しました。元利償還金の増加より普通交付税の増加が大きかったため、結果として、実質公債比率は0.1ポイント減少し9.2%となりました。

#### ○将来負担比率

普通交付税額や臨時財政対策債振替相当額が減少したことで、標準財政規模は減少しました。充当可能財源等については、財政調整基金や庁舎建設基金等の充当可能基金残高が増加したものの、基準財政需要額算入見込額が減少したことで全体として減少しました。新規事業の抑制や事業延伸等により地方債現在高が減少し、また公営企業債等繰入見込額や組合負担等見込額等も減少したことで将来負担額が全体として大きく減少しました。結果として将来負担比率は8.8ポイント減少し28.8%となりました。



※ 年度の表示は「決算の年度」

### ◇資金不足比率

(単位:%)

	算 定 値	経 営 健 全 化 基 準
かつらぎ町水道事業会計	—	20.0
かつらぎ町下水道事業会計	—	

全ての会計において、資金不足額は生じていません。(資金不足額がない場合「—」で表記します。)

# 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

平成 19 年 6 月

## I 健全化判断比率の公表等

○地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）は、毎年度、以下の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならないこととする。

①実質赤字比率

②連結実質赤字比率（全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率）

③実質公債費比率

④将来負担比率（公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率）

## II 財政の早期健全化

### 1 財政健全化計画

○健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならないこととする。

### 2 財政健全化計画の策定手続等

○財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・都道府県知事への報告、全国的な状況の公表等の規定を設ける。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。

### 3 国等の勧告等

○財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は都道府県知事は、必要な勧告をすることができることとする。

## III 財政の再生

### 1 財政再生計画

○再生判断比率（I ①～③）のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければならないこととする。

### 2 財政再生計画の策定手続、国の同意等

○財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表する。

○財政再生計画は、総務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

○財政再生計画を定めている地方公共団体（財政再生団体）は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。

### 3 地方債の起債の制限

○再生判断比率のうちのいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体は、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができないこととする。

### 4 地方財政法第5条（地方債の制限）の特例

○財政再生計画に同意を得た財政再生団体は、収支不足額を振り替えるため、地方財政法第5条の規定にかかわらず、総務大臣の許可を受けて、償還年限が財政再生計画の計画期間内である地方債（再生振替特例債）を起こすことができる。

### 5 国の勧告、配慮等

○財政再生団体の財政の運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣は、予算の変更等必要な措置を勧告できることとする。  
○再生振替特例債の資金に対する配慮等、財政再生計画の円滑な実施について国及び他の地方公共団体は適切な配慮を行う。

## IV 公営企業の経営の健全化

○公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表する。これが経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならないこととし、Ⅱ 2、3及びⅤ 1と同様の仕組みを設ける。

## V その他

### 1 外部監査

○地方公共団体の長は、健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上となった場合等には、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければならないこととする。

### 2 施行期日等

○健全化判断比率の公表は、公布後1年以内から、他の義務付け規定については、地方公共団体の予算編成機会の付与等の観点から、平成20年度決算に基づく措置から適用する。  
○国等に対する寄附を当分の間原則禁止することとしている現行再建法の規定を引き続き設ける。